

建築物の木造化・木質化に活用可能な補助事業・制度等一覧 (令和7年度予算・令和6年度補正)

林野庁

※本資料は、令和7年度政府予算及び令和6年度補正予算に盛り込まれた補助事業等の内容を踏まえ、各省にも確認の上、林野庁が作成したものです。
※本資料の内容は、各補助事業等の主な情報について掲載したものであり、各事業・制度の詳細については、「問い合わせ先」欄に記載の省庁等へお問い合わせ下さい。
※どの事業が活用しうるのかや補助事業間の違いなど、ご不明な点がございましたら、下記の「建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ」まで、ご相談ください。

[建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ]

木材利用促進本部事務局（林野庁林政部木材利用課建築物木材利用促進グループ）03-6744-2626

https://www.contactus.maff.go.jp/rinya/form/riyou/mokuzou_concierge.html

林野庁HP「建築物の木造化・木質化に活用可能な補助事業・制度等一覧」

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuzozigyoku.html>



コンシェルジュ
問い合わせフォーム



補助事業・制度等一覧
掲載ページ

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和7年度予算額	施設の用途													木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト			
								非住宅建築物																			住宅		
								公共建築物											民間非住宅建築物										
								学校	子ども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港		高速道路SA・道の駅									
6	農林水産省（林野庁）	林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策（うち特用林産振興施設等整備）	地域経済で重要な役割を果たす特用林産物の生産基盤の整備を支援するとともに、生産・加工流通の施設整備を支援	森林組合、農業協同組合、林業者等の組織する団体等	○受益範囲において、当該特用林産物の生産量若しくは生産性若しくは生産コストの目標が原則として都道府県の目標値以上または目標値の伸び率以上であること ○特用林産物の生産原料資材等に木材又は竹材を利用する施設の場合、5年以上の期間、地域の木材を年間おおむね100m3以上利用する協定等を締結すること 等	○生産・加工流通施設：1/2以内	62億円の内数																	特用林産物生産施設等の建屋等	○建屋等の整備にあたっては、法令の制限やコスト、施設の機能等の観点から、不造であることが困難な場合を除いて、原則として木造 ○使用する木材は、合法伐採木材であること	特用林産振興施設等の整備を支援するものであるため、当該施設等と一体的に整備する建屋等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。	林野庁経営課 特用林産対策室 TEL：03-3502-8059 各都道府県林務部局	https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kouzoku/aizen/koufukin2.html
7	農林水産省（林野庁）	燃油・資材の森林由来資源への転換等対策のうち特用林産生産資材高騰対策（うち省エネルギー化施設等整備）	コスト低減等に取り組みのこ生産者に対し、省エネ化等に資する施設整備を支援。	森林組合、農業協同組合、林業者等の組織する団体等	○受益範囲において、当該特用林産物の生産量等の目標が原則として都道府県の目標値の伸び率以上であること ○施設の入替えにおいては、従来の施設より燃油使用量が15%以上削減すること又はエネルギー効率が15%以上向上すること 等	○生産・加工流通施設：1/2以内	17億円の内数 ※R6補正																	特用林産物生産施設等の建屋等	○建屋等の整備にあたっては、法令の制限やコスト、施設の機能等の観点から、不造であることが困難な場合を除いて、原則として木造 ○使用する木材は、合法伐採木材であること	特用林産振興施設等の整備を支援するものであるため、当該施設等と一体的に整備する建屋等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。	林野庁経営課 特用林産対策室 TEL：03-3502-8059 各都道府県林務部局	https://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/yosankesan/R6hosei.html
8	農林水産省（林野庁）	花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策のうちスギ材需要拡大（うち花粉症対策木材活用加工流通施設等の整備）	スギ材を一定量活用する木材加工流通施設等の整備や、需給緩和への対応に資する製品保管庫や原木ヤード等の整備を支援	森林組合、木材関連事業者等の組織する団体、地域材を利用する法人等	○スギ材を一定量（原木消費量の50%以上）活用する施設であること 等	1/2以内等	56億円の内数 ※R6補正																製材工場、集材工場等の製品保管倉庫等	○製品保管倉庫等の整備にあたっては、法令の制限やコスト等の観点から、木造であることが困難な場合を除いて、原則として木造 ○製品保管倉庫等の整備にあたっては、構造耐力上主要な部分に用いる製材品については、JASの格付けされたもの、かつ、地域材を利用すること	木材加工流通施設等の整備を支援するものであるため、当該施設等と一体的に整備する製品保管倉庫等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。	○ 林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2292 各都道府県林務部局		

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和7年度予算額 (令和6年度補正予算事業・制度については、予算額を記載)	施設の用途														木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト
								非住宅建築物																			
								公共建築物											民間非住宅建築物								
								学校	こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速道路S・A・道の駅	事務所、工場、店舗、宿泊施設その他の用途	住宅						

<施設整備を促進するための支援>

41	農林水産省(林野庁)	建築用木材供給・利用強化対策のうち森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業(うち都市における木材需要の拡大)	都市部における木材利用の強化を図るため、建築用木材の利用実証の取組を支援	民間事業者等	都市木利用拡大宣言等を登録した者であること	木質耐火部材、JAS構造材、内装材、木製サッシの調達費等への助成	10億円の内数	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	事務所、工場、店舗、宿泊施設その他の用途	集合住宅及び4階以上の戸建住宅	木質耐火部材、JAS構造材、内装材や木製サッシを使用する実証であること(中層建築物に重点化)	・木質耐火部材の補助とJAS構造材の補助を併用することはできない ・同一の対象で、他の国や地方公共団体等からの補助や助成を原則併用することはできない ・「施設の用途」については、前年度の支援内容を記載 ※1:公共建築物は国以外が建てる建築物に限る	○	林野庁が採択した事業実施主体が、実証事業を公募する。	林野庁木材産業課 TEL:03-6744-2295	https://toshimoku.zai.jp/
42	農林水産省(林野庁)	建築用木材供給・利用強化対策のうち森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業(うち強度又は耐火性に優れた建築用木材の製造に係る技術開発・普及)	建築物における実証を通じて、高い普及性が見込まれる新たな技術等の開発や再検証・改善を行う事業を支援	民間事業者等	カーボンニュートラルの貢献に向けて、建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量などの検証をすること	技術等の開発や再検証・改善費用(定額)と建築費等(3/10以内)への助成	10億円の内数	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	事務所、工場、店舗、宿泊施設その他の用途	○	非住宅・中高層建築物の木造化・木質化(防火規制の合理化など建築関係法令改正に対応した建築等に関する取組を含む。)高い普及性が見込まれる工法(ツーバイフォー工法等)の検証、建築物の省エネ性能の向上に伴う重量化への対応に向けた、新たな技術を活用した実証であること	・同一の対象で、他の国や地方公共団体等からの補助や助成を原則併用することはできない ・「施設の用途」については、前年度の支援内容を記載 ※1:公共建築物は国以外が建てる建築物に限る	○	林野庁が採択した事業実施主体が、実証事業を公募する。	林野庁木材産業課 TEL:03-6744-2295	https://www.howtec.or.jp/publications/index/362/
43	農林水産省(林野庁)	建築用木材供給・利用強化対策のうちCLT-LVL等の建築物の利用環境整備事業(うちCLTを活用した先駆的な建築物の建設等支援)	協議会方式によるCLT建築物の設計・建築実証の取組を支援	民間事業者等	先駆性又は普及性のあるCLTを活用した建築物の設計・建築等の実証であること	協議会運営費等(定額)や設計費・建築費(3/10以内、特に普及性や先駆性の高いものは1/2以内)への助成	10億円の内数	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	事務所、工場、店舗、宿泊施設その他の用途	集合住宅(分譲・個人住宅は対象外)	CLTを活用した建築物の実証であること	・同一の対象で、他の国からの補助や助成を原則併用することはできない ・「施設の用途」については、前年度の支援内容を記載。 ※1:公共建築物は国以外が建てる建築物に限る	○	林野庁が採択した事業実施主体が、実証事業を公募する。	林野庁木材産業課 TEL:03-6744-2294	https://cjtshowe.rg/cgi-bin/disp.cgi?no=101&mode=list&code=10020	
44	農林水産省(林野庁)	花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策のうちスギ材の需要拡大(うち花粉症対策木材利用促進)	中小工務店等の事業者に対して、住宅分野におけるスギJAS構造材等の利用を図るための取組を支援	民間事業者等	スギJAS構造材等を利用した建築を行うこと	住宅分野におけるスギJAS構造材等の利用を図るための取組に係る経費への助成	56億円の内数 ※R6補正	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	○ ※ 1	事務所、工場、店舗、宿泊施設その他の用途	○	花粉症対策として住宅分野においてスギJAS構造材等の利用を図るための取組を行うこと	・同一の対象で、他の国からの補助や助成を原則併用することはできない ・「施設の用途」については、前年度の支援内容を記載。 ※1:公共建築物は国以外が建てる建築物に限る	○	林野庁が採択した事業実施主体が、実証事業を公募する。	林野庁木材産業課 TEL:03-6744-2295	https://sugi-kafun.jp/

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和7年度予算額 (令和6年度補正予算事業・制度については、予算額を記載)	施設の用途														木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト	
								非住宅建築物																				住宅
								公共建築物																				
								学校	こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	駅・空港	高速道路SA・道の駅	民間非住宅建築物									
45	農林水産省(林野庁)	林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち木材製品の消費拡大対策(うちCLT建築実証支援事業のうちCLT建築実証事業)	協議会方式によるCLT建築物の設計・建築実証の取組を支援	民間事業者等	先駆性・普及性のあるCLTを活用した建築物の設計・建築等の実証であること	協議会運営費等(定額)や設計費・建築費(3/10以内、特に普及性や先駆性の高いものは1/2以内)への助成	459億円の内数 ※R6補正	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	事務所、工場、店舗、宿泊施設その他の用途	集合住宅(分譲・個人住宅は対象外)	CLTを活用した建築物の実証であること	・同一の対象で、他の国からの補助や助成を原則併用することはできない。 ・「施設の用途」については、前年度の支援内容を記載。 ※1:公共建築物は国以外が建てる建築物に限る	○	林野庁木材産業課 TEL: 03-6744-2294	https://cltjishou.org/index.html
46	農林水産省(林野庁)	林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち木材製品の消費拡大対策(うちJAS構造材実証支援事業)	JAS構造材を活用した建築実証を支援	民間事業者等	JAS構造材活用宣言を登録した者であること	調整中	459億円の内数 ※R6補正	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	事務所、工場、店舗、宿泊施設その他の用途	集合住宅及び4階以上の戸建住宅	JAS構造材を使用する実証であること	・同一の対象で、他の国や地方公共団体等からの補助や助成を原則併用することはできない。 ・「施設の用途」については、前年度の支援内容を記載。 ※1:公共建築物は国以外が建てる建築物に限る	○	林野庁木材産業課 TEL: 03-6744-0583	https://www.jas-kouzouza.jp/
47	農林水産省(林野庁)	林業・木材産業国際競争力強化対策のうち木材製品の消費拡大対策のうち外構部等の木質化対策支援	非住宅及び住宅の外構部等について、木質化を実証的に行う場合に支援	民間事業者等	これまで木材があまり使われていない建築物の外構部等について、類似事例の拡大が期待できる木質化を実証的に行うものであること	木材の調達費等の一部を支援	459億円の内数 ※R6補正	建築物の外構(木塀・ウッドデッキ等)が対象。詳細は「公募情報等」欄に記載した者が決定。														建築物の外構部等の木質化の実証であること	同一の対象で他の国からの補助や助成を原則利用することはできない	林野庁が採択した事業実施主体が、実証事業を公募する	○	林野庁木材利用課 TEL: 03-6744-2626	https://www.kinohe.jp/	
48	農林水産省(林野庁)	木材需要の創出・輸出強化対策(うち地域における非住宅木造建築物整備推進)	地域における建築物の木造化・木質化を促進するため、建築物での木材利用促進に取り組む地域協議会等に対して、専門家を派遣して技術的に支援	地域協議会等	非住宅建築物の木造化・木質化に取り組む地域協議会等であること	事業実施主体が、専門家を派遣し、地域協議会等の取組を技術的に支援	0.3億円の内数	地域協議会等による建築物への木材利用促進に向けた取組への支援であり、建築物の用途は問わない(ただし、戸建て住宅のみを対象とする取組は対象外)														地域において建築物の木造化・木質化に向けた取組を行うものであること	設計費や工事費用など、建築に係る費用を補助する事業ではない	林野庁が採択した事業実施主体が、技術的支援を求める地域協議会等を公募する	○	林野庁木材利用課 TEL: 03-6744-2626	https://mokuwoika.or.jp/	

※脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36条、通称「都市(まち)の木造化推進法」)第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定